

発 建 第 1 6 2 号  
令和 2 年 1 0 月 1 2 日  
(2020年)

一般社団法人 石川県建築士事務所協会 様

金沢市長 山 野 之 義



アルミニウム合金造建築物（カーポート等）の確認申請手続きについて（依頼）

日頃より、本市の建築行政に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、都市計画区域内でアルミニウム合金造の建築物を建築する場合は、着工する前に建築基準法第6条第1項の規定に基づく、建築確認申請が必要になります。しかしながら近年、戸建て住宅等の工事完成後、無確認でアルミニウム合金造の建築物を増築するケースが見受けられます。

つきましては、設計又は施工中の案件がありましたら、建築主様に対し、アルミニウム合金造の建築物について、増築する場合は建築確認申請が必要になることについてご説明くださいますよう、会員の皆様にご周知及びご協力お願い申し上げます。

また、令和2年度 違反建築防止週間が令和2年10月15日（木）～21日（水）の期間に実施されますので、併せてお知らせ申し上げます。

（事務担当）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市都市整備局定住促進部 建築指導課  
違反建築対策室（担当）南部・黒田・吉田  
TEL(076)220-2327 FAX(076)220-2134  
E-mail : kenchiku@city.kanazawa.lg.jp